

- (名 称)
 第1条 この組織は、正上内区自主防災組織(以下「組織」という。)と称する。
- (事務所の所在地)
 第2条 本組織の事務所は、正上内公民館内に置く。
- (目 的)
 第3条 本組織は、住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災及び地震等の災害(以下「火災等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- (事 業)
 第4条 本組織は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 (1) 火災等の予防に関すること。
 (2) 火災等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等
 応急対策に関すること。
 (3) 防災に関する知識の普及に関すること。
 (4) 防災訓練の実施に関すること。
 (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
 (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。
- (会 員)
 第5条 本組織は、石岡市正上内区会に加入している世帯を持って構成する。
- (役 員)
 第6条 本組織に次の役員を置く。
 (1) 区 長 1名
 (2) 防災隊長 1名
 (3) 部 長 6名
 (4) 監事 2名
 2 役員は、区会役員により構成する。
 3 役員任期は2年とする。
- (役員の仕事)
 第7条 区長は、本組織の業務を総括する。
 2 防災隊長は、災害等の発生時に応急活動の指揮命令を行う。
 3 部長は、会務の運営にあたる。
 4 監事は給食等を担当する
- (会 議)
 第8条 本組織に総会及び役員会を置く。
- (総 会)
 第9条 総会は、全会員を持って構成する。
 2 総会は、年1回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催する。
 3 総会は、区長が招集する。
 4 総会は、次の事項を審議する。
 (1) 規約の改廃に関すること。
 (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
 (3) 事業計画に関すること。
 (4) 予算及び決算に関すること。
 (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

- (役員会)
- 第10条 役員会は、区長、防災隊長、会計、部長及び監事によって構成する。
2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
(1) 総会に提出すべきこと。
(2) 総会により委任されたこと。
(3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。
- (防災計画)
- 第11条 本組織は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。
(1) 災害等の発生に対応する組織の構成および任務分担に関する事。
(2) 防災知識の普及に関する事。
(3) 防災訓練に関する事。
(4) 災害等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導に関する事。
(5) その他必要なこと。
- (会費)
- 第12条 本組織の会費は、総会の会議を経て別に定める。
- (経費)
- 第13条 本組織の運営に要する経費は、区費その他の収入をもってこれにあてる。
- (会計年度)
- 第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (会計監査)
- 第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行う。
2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。
- (付則)
- この規約は、平成17年1月1日から実施する。
改正 平成28年6月12日
改正 2019年4月1日

正上内区自主防災組織表

